

資料 2

県計画の見直しについて

1 青森県がん対策推進計画の見直しについて

(1) 青森県がん対策推進計画（現行）について

① 策定の根拠及び趣旨

がん対策基本法（平成18年法律第98号）第11条の規定に基づき策定する、本県におけるがん対策の推進に関する計画。

② 現行の青森県がん対策推進計画について

ア 計画期間：平成20年度～平成24年度

イ 位置づけ：本県のがんに関する実態を踏まえ、今後、取り組むべき課題、方針を示すものであり、行政・県民・医療機関・事業者等が主体的にがん対策に取り組むうえでの基本指針。

<基本方針>

- がん患者を含めた県民の視点に立ったがん対策の実施
- 重点的に取り組むべき課題を定めた総合的かつ計画的ながん対策の実施

<全体目標>

- 今後10年間でがんの年齢調整死亡率（75歳未満）の20%減少
- すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上

<重点的に取り組むべき課題>

- ・ がんの予防とがんの早期発見
- ・ がん医療従事者の確保、育成並びに集学的治療（手術療法、放射線療法、化学療法を組み合わせた治療）が実施可能な体制の整備
- ・ 治療の初期段階からの緩和ケアの実施
- ・ 地域連携、支援を通じたがん診療水準の向上
- ・ 情報提供と相談支援機能の充実
- ・ がん登録の充実

(2) 青森県がん対策推進計画の見直しについて

① 見直しの趣旨

策定から5年が経過し現行計画が終期を迎えたことから、がん対策基本法の定めに基づき、国の動向や本県における現在の課題等を踏まえて見直しを行う。

② 見直しに係る県の基本的な考え方

- ・ がん対策基本法（平成18年法律第98号）第11条の規定に基づき策定する、本県におけるがん対策の推進に関する基本計画であること。
- ・ 国の「がん対策推進基本計画」を基本としながら、本県のがんに関する実態を踏まえ、平成25年度から平成29年度までの本県におけるがん対策の方向性と重点的に取り組むべき課題、方針等を示すものであること。
- ・ 健康づくりに関する基本計画である「健康あおもり21」や保健医療に関する基本計画である「青森県保健医療計画」など、県の各種関連計画と整合性をもった計画として策定すること。
- ・ 行政・県民・医療機関・事業者等が主体的にがん対策に取り組むうえでの基本指針とすること。

【がん対策基本法第11条】

- 1 都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるがん対策の推進に関する計画（以下「都道府県がん対策推進計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 都道府県がん対策推進計画は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第1項に規定する都道府県健康増進計画、介護保険法第118条第1項に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法令の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 3 都道府県は、都道府県がん対策推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県は、当該都道府県におけるがん医療に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県におけるがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、都道府県がん対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- 5 第3項の規定は、都道府県がん対策推進計画の変更について準用する。

2 医療計画の見直しについて

*青森県医療審議会（H24.5.28）資料より抜粋

（1）策定の根拠

医療法第30条の4の規定により、都道府県は、厚生労働大臣が定める「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るための基本方針」に即して、かつ、地域の実情に応じて、医療提供体制の確保を図るための計画（医療計画）を定めることとされている。

（2）医療計画の目的

我が国の医療提供体制に対する国民の安心、信頼の確保に向けて、医療計画制度の中で医療機能の分化・連携を推進し、地域において切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保（医療提供体制の確保）を図ることを目的とする。

（3）医療計画記載事項

医療法第30条の4の規定に定められており、その概要は以下のとおりである。

- ① 都道府県において達成すべき5疾病・5事業及び在宅医療の目標に関する事項
- ② 5疾病・5事業及び在宅医療に係る医療連携体制（医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制）に関する事項
- ③ 医療連携体制における医療機能に関する情報提供の推進に関する事項
- ④ 5疾病の治療又は予防に係る事業に関する事項及び5事業・在宅医療の確保に必要な事業に関する事項
（以下 省略）

（4）青森県保健医療計画の見直しに係る県の基本的な考え方

- ① 計画策定の趣旨
 - ・ 全国と比較して短い平均寿命、医療資源の偏在、医師の不足といった本県の課題の解消に取組み、青森県がめざす将来像である「生活創造社会」の実現に向けて、「安全・安心、健康」分野における取組みを推進するために計画を策定する。
 - ・ 計画においては、5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）、5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療に係る医療連携体制について記載し、このために必要となる医療機能を明確にして、地域の医療機関がどのような役割を担うかを明らかにする。
 - ・ 指標を設定し、これを基に本県の現状分析を行って、課題を抽出し、この課題解決のために必要な目標設定と目標達成のために実施すべき施策を計画に記載する。
- ② 計画の位置づけ
 - ・ 本計画は、医療法第30条の4第1項において都道府県が定めるとされて

いる「医療計画」である。

- ・ 健康づくりに関する基本計画である「健康あおもり21」や、「青森県がん対策推進計画」などの個別医療分野の計画との整合性をもった、本県の保健医療に関する基本計画である。
- ・ 青森県基本計画「未来への挑戦」において、青森県がめざす将来像として掲げる「生活創造社会」（生業に裏打ちされた豊かな「生活」が実現している社会）の実現に向けて、「安全・安心、健康」分野における取組みを具体的に推進するための計画の一つである。
- ・ 県のほか、県民、保健・医療機関、関係団体、市町村等がそれぞれの役割に応じて、協働し、主体的に保健・医療分野の取組みを進めるための基本指針である。

③ 計画の期間

- ・ 平成25年度を初年度とし、29年度までの5年間を計画期間とする。
- ・ 策定後は、保健医療環境及び社会経済情勢の変化に対応するため、必要に応じ見直しを行う。

④ 計画の評価

- ・ 計画全体の数値目標等の達成状況について、少なくとも5年ごとに評価を行い、青森県医療審議会の意見を聴く。
- ・ 5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）、5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療については、各分野の協議会で、毎年度、目標値の達成状況に係る評価を行う。

3 健康あおもり21について

(1) 青森県健康増進計画「健康あおもり21」について

県民一人ひとりが健やかな生命と心を育み、豊かな暮らしを送ることができる、活力ある長寿県の実現をめざし、発病を予防する一次予防を重視し、早世の減少と健康寿命の延伸を目標に、住民主体の健康づくり運動を進めていくため、平成13年1月に本県の健康増進計画である「健康あおもり21」を策定しました。

計画策定時の計画期間は平成13年度から10年間としましたが、平成20年度から施行された保健医療計画、医療費適正化計画、がん対策推進計画との整合性を図るため、計画の期間を延長し、平成24年度までの12年間としました。

健康あおもり21では、生活習慣とこころの健康づくりに関する次の9つの領域を設定しています。

- (ア) 栄養・食生活
- (イ) 身体活動・運動
- (ウ) こころの健康づくり（自殺予防対策）
- (エ) たばこ
- (オ) アルコール
- (カ) 歯の健康
- (キ) 糖尿病
- (ク) 循環器病
- (ケ) がん

(2) 次期計画の策定について

今年度、「健康あおもり21専門委員会」において協議検討を行い、その提言を受けて作成された計画案を「健康あおもり21推進本部」に送り平成25年3月を目途に次期計画を策定する予定です。

(3) 青森県がん対策推進計画との整合性について

主要な生活習慣病である「がん」の発症予防と重症化予防に関する指標や目標については、次期青森県がん対策推進計画に合わせて設定することとしています。

【参考】青森県がん対策推進計画・青森県保健医療計画・健康あおもり21

	青森県がん対策推進計画	青森県保健医療計画	健康あおもり21
根 拠 法	がん対策基本法	医療法	健康増進法
見直し後の 計画期間	平成25年度～ 平成29年度	平成25年度～ 平成29年度	平成25年度～ 平成29年度
踏まえるべ き法令、計画 等	がん対策推進基本計画	医療計画作成指針 がんの医療体制構築に係 る指針 等	国民の健康の増進の総合 的な推進を図るための基 本的な方針
特 徴 等	<p>本県のがんに関する実態を踏まえ、がん対策の推進のために取り組むべき課題や方針を示す。</p> <p>行政、県民、医療機関、事業者等が、主体的にがん対策に取り組むうえでの基本指針とする。</p>	<p>疾病・分野ごとに、医療体制構築に必要となる医療機能を明らかにする。</p> <p>各医療機能を担う医療機関等の名称、数値目標を記載する。</p> <p>病期・医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに国が分類して示した指標を医療計画に記載する。</p>	<p>県民主体の健康づくり運動を推進し、生活習慣病や自殺による死亡率を改善させ、早世の減少と健康寿命の延伸を図るための基本方針とする。</p>
協 議 検 討	青森県がん医療検討委員会で協議・検討を行う。	青森県保健医療計画の中の（がん対策）部分については青森県がん医療検討委員会で協議・検討を行う。（その後、青森県保健医療計画全体を青森県医療審議会に諮問し、その答申を受けて策定する。）	「健康あおもり21専門委員会」において協議検討を行い、その提言を受けて作成された計画案を「健康あおもり21推進本部」に図り策定する。

「がん対策推進基本計画」と「青森県がん対策推進計画」(現行)の全体構成

青森県がん対策推進計画(現行)	(参考)がん対策推進基本計画【変更前】	がん対策推進基本計画(H24年6月8日)
<p>第1章 青森県がん対策推進計画について</p> <p>1 計画策定の趣旨</p> <p>2 計画の位置づけ</p> <p>3 計画の構成</p> <p>4 計画の策定年度・期間</p> <p>5 がん対策進捗状況の把握及び評価</p> <p>第2章 がんを取り巻く現状</p> <p>1 人口の現状と将来</p> <p>2 がんによる死亡、がん罹患の状況</p> <p>3 がん医療の状況</p> <p>4 小児がんの医療の状況</p> <p>5 がん検診の状況</p> <p>6 がん登録の状況</p> <p>7 がんの医療費の状況</p> <p>第3章 青森県の目指す方向</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1)がん患者を含めた県民の視点に立ったがん対策の推進</p> <p>(2)重点的に取り組むべき課題を定めた総合的かつ計画的ながん対策の実施</p> <p>2 重点的に取り組むべき課題</p> <p>(1)がんの予防とがんの早期発見</p> <p>(2)がん医療従事者の確保・育成並びに集学的治療(手術療法、放射線療法、化学療法を組み合わせた治療)が実施可能な体制の整備</p> <p>(3)治療の初期段階からの緩和ケアの実施</p> <p>(4)地域連携・支援を通じたがん診療水準の向上</p> <p>(5)情報提供と相談支援機能の充実</p> <p>(6)がん登録の充実</p> <p>3 全体目標</p> <p>○がんによる死亡者の減少(75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少)</p> <p>○すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上</p> <p>第4章 具体的な取組</p> <p>1 がんの予防と早期発見</p> <p>(1)がんの予防</p> <p>(2)がんの早期発見</p> <p>2 がん医療従事者の確保・育成並びに集学的治療(手術療法、放射線療法、化学療法を組み合わせた治療)が実施可能な体制の整備</p> <p>3 治療の初期段階からの緩和ケアの実施</p> <p>4 地域連携・支援を通じたがん診療水準の向上</p> <p>(1)がん診療連携拠点病院の整備とネットワークづくり</p> <p>(2)在宅医療の推進</p> <p>5 情報提供と相談機能の充実</p> <p>(1)がん医療に関する相談支援機能の充実</p> <p>(2)がん患者会の活動の充実等</p> <p>6 がん登録の充実</p> <p>7 その他</p> <p>第5 計画推進のための役割</p> <p>1 県民に期待される役割</p> <p>2 医療機関等に期待される役割</p> <p>(1)医療機関</p> <p>(2)医療技術者養成機関</p> <p>(3)医師会等</p> <p>(4)検診機関</p> <p>(5)事業者・健康保険組合等</p> <p>3 行政の役割</p> <p>(1)県の役割</p> <p>(2)市町村の役割</p>	<p>はじめに</p> <p>1 これまでの取組</p> <p>2 がんをめぐる現状</p> <p>3 今後の展開</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 がん患者を含めた国民の視点に立ったがん対策の実施</p> <p>2 重点的に取り組むべき課題を定めた総合的かつ計画的ながん対策の実施</p> <p>第2 重点的に取り組むべき課題</p> <p>1 放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成</p> <p>2 治療の初期段階からの緩和ケアの推進</p> <p>3 がん登録の推進</p> <p>第3 全体目標並びに分野別施策及びその成果や達成度を測るための個別目標</p> <p>1 目標及びその達成時期の考え方</p> <p>2 全体目標</p> <p>(1)がんによる死亡者の減少(75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少)</p> <p>(2)すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上</p> <p>3 分野別施策及びその成果や達成度を計るための個別目標</p> <p>(1)がん医療</p> <p>①放射線療法及び化学療法の推進並びに医療従事者の育成</p> <p>②緩和ケア</p> <p>③在宅医療</p> <p>④診療ガイドラインの作成</p> <p>⑤その他</p> <p>(2)医療機関の整備等</p> <p>(3)がん医療に関する相談支援及び情報提供</p> <p>(4)がん登録</p> <p>(5)がんの予防</p> <p>(6)がんの早期発見</p> <p>(7)がん研究</p> <p>第4 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>1 関係者等の有機的連携・協力の更なる強化</p> <p>2 都道府県による都道府県計画の策定</p> <p>3 関係者等の意見の把握</p> <p>4 がん患者を含めた国民等の努力</p> <p>5 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化</p> <p>6 目標の達成状況の把握及び効果に関する評価</p> <p>7 基本計画の見直し</p>	<p>はじめに</p> <p>1 がん患者を含めた国民の視点に立ったがん対策の実施</p> <p>2 重点的に取り組むべき課題を定めた総合的かつ計画的ながん対策の実施</p> <p>3 <u>目標達成とその達成時期の考え方</u></p> <p>第2 重点的に取り組むべき課題</p> <p>1 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成</p> <p>2 <u>がんと診断された時からの緩和ケアの推進</u></p> <p>3 がん登録の推進</p> <p>4 <u>【新】働く世代や小児へのがん対策の充実</u></p> <p>第3 全体目標</p> <p>1 がんによる死亡者の減少(75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少)</p> <p>2 全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上</p> <p>3 <u>【新】がんになっても安心して暮らせる社会の構築</u></p> <p>第4 分野別施策と個別目標</p> <p>1 がん医療</p> <p>①放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とチーム医療の推進</p> <p>②がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成</p> <p>③がんと診断された時からの緩和ケアの推進</p> <p>④地域の医療・介護サービス提供体制の構築</p> <p>⑤【新】医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組</p> <p>⑥その他(希少がん・病理診断・リハビリテーション)</p> <p>2 がんに関する相談支援と情報提供</p> <p>3 がん登録</p> <p>4 がんの予防</p> <p>5 がんの早期発見</p> <p>6 がん研究</p> <p>7 <u>【新】小児がん</u></p> <p>8 <u>【新】がんの教育・普及啓発</u></p> <p>9 <u>【新】がん患者の就労を含めた社会的な問題</u></p> <p>第5 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>1 関係者等の連携協力の更なる強化</p> <p>2 都道府県による都道府県計画の策定</p> <p>3 関係者等の意見の把握</p> <p>4 がん患者を含めた国民等の努力</p> <p>5 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化</p> <p>6 目標の達成状況の把握とがん対策を評価する指標の策定</p> <p>7 基本計画の見直し</p>

医療計画「がんの医療体制構築に係る指針」と「青森県保健医療計画(がん対策抜粋)」(現行)の全体構成

青森県保健医療計画「がん対策」抜粋 (現行)	(参考)がんの医療体制構築に係る指針 【変更前】	「がんの医療体制構築に係る指針」 (H24年3月30日厚生労働省医政局)
<p>第1 がんの概況</p> <p>1 がんの現状 (1)がんの疫学 (2)がんの予防、がんの早期発見 ①がんの予防 ②がんの早期発見 (3)がんの医療 ① 診断 ② がん治療 ③ 緩和ケア ④ がん治療後のリハビリテーション、定期的なフォローアップ、在宅医療</p> <p>2 本県の現状と課題 (1)がんによる年齢調整受療率 (2)検診受診率 (3)精密検査受診率 (4)喫煙率 (5)平均在院日数 (6)在宅看取り率 (7)年齢調整死亡率(75歳未満) (8)悪性新生物の死亡率の推移</p> <p>3 本県の医療資源の現状</p> <p>第2 求められる保健医療体制</p> <p>1 基本方針 (1)がんの予防と早期発見 (2)集学的治療(手術療法、放射線療法、化学療法を組み合わせた治療)が実施可能な体制 (3)治療の初期段階から緩和ケアを実施する体制 (4)地域連携・支援を通じたがん診療水準の向上 (5)がん医療に関する相談支援及び情報提供 (6)がん登録の充実</p> <p>2 機能ごとの医療提供体制</p> <p>3 医療連携体制の圏域</p> <p>4 包括ケアについて</p> <p>第3 施策の方向と主な施策</p> <p>1 がんの予防と早期発見</p> <p>2 集学的治療(手術療養、放射線療法、化学療法を組み合わせた治療)が実施可能な体制</p> <p>3 治療の初期段階から緩和ケアを実施する体制の整備</p> <p>4 地域連携・支援を通じたがん診療水準の向上</p> <p>5 がん医療に関する相談支援及び情報提供</p> <p>6 がん登録の充実</p> <p>第4 指標と数値目標等 がんの医療体制(表)</p>	<p>第1 がんの現状</p> <p>1 がんの疫学 2 がんの予防、がんの早期発見 (1)がんの予防 (2)がんの早期発見 3 がんの医療 (1)診断 (2)がん治療 (3)緩和ケア (4)がん治療後のリハビリテーション、定期的なフォローアップ、在宅療養</p> <p>第2 医療機関とその連携</p> <p>1 目指すべき方向 (1)集学的治療(手術療法、放射線療法及び化学療法等を効果的に組み合わせた治療)が実施可能な体制 (2)治療の初期段階から緩和ケアを実施する体制 (3)地域連携・支援を通じたがん診療水準の向上</p> <p>2 各医療機能と連携 (1)がんを予防する機能【予防】 (2)専門的ながん診療機能【専門診療】 (3)標準的ながん診療機能【標準的診療】 (4)在宅療養支援機能【療養支援】</p> <p>第3 構築の具体的な手順</p> <p>1 情報の収集 2 医療機能の明確化及び圏域の設定に関する検討 3 連携の検討及び計画への記載 4 数値目標及び評価</p>	<p>第1 がんの現状</p> <p>1 がんの疫学 2 がんの予防、がんの早期発見 (1)がんの予防 (2)がんの早期発見 3 がんの医療 (1)診断 (2)がん治療 (3)緩和ケア (4)リハビリテーション、定期的なフォローアップ、在宅療養</p> <p>第2 医療機関とその連携</p> <p>1 目指すべき方向 (1)手術療法、放射線療法及び化学療法等を単独で行う治療や、これらを組み合わせた集学的治療が実施可能な体制 (2)がんと診断された時から緩和ケアを実施する体制 (3)地域連携・支援を通じたがん診療水準の向上</p> <p>2 各医療機能と連携 (1)がんを予防する機能【予防】 (2)がん診療機能【治療】 (3)在宅療養支援機能【療養支援】</p> <p>第3 構築の具体的な手順</p> <p>1 現状の把握 2 圏域の設定 3 連携の検討 4 課題の抽出 5 数値目標 6 構築 7 評価 8 公表</p>

4 見直しに係る年間スケジュール（予定）

年 月	青森県がん対策推進計画	青森県保健医療計画
平成24年5月		○第1回医療審議会 ・計画見直しの概要説明等
6月	●第1回がん医療検討委員会 ・計画見直しの概要、現行計画の指標等	
7月	次期計画のたたき台を作成 各委員に意見照会（7～8月）	◇第1回医療計画部会 ・疾病、分野別協議会の検討状況を踏まえて課題や方向性等検討
8月		◇第2回医療計画部会 ・現医療圏の問題点検討 ・基準病床数の検討（*仮数値による）
9月	たたき台に対する委員意見を踏まえ、素案を作成	○第2回医療審議会 ・医療計画部会の検討状況報告等
10月	●第2回がん医療検討委員会 ・素案について協議・検討	
11月	計画素案の決定	◇第3回医療計画部会（11～12月） ・医療圏、基準病床数を除いた計画案を検討
12月	計画素案に対する意見募集の実施	
平成25年1月	意見募集結果等の意見に対する対応を検討し、計画案を作成	◇第4回医療計画部会 ・二次医療圏案及び基準病床数検討 ・計画案全体の検討 青森県保健医療計画に対する意見募集の実施（1～2月）
2月	●第3回がん医療検討委員会 ・計画最終案の協議・検討	計画案に意見募集結果等を反映させ、計画最終案をまとめる
平成25年3月	次期「青森県がん対策推進計画」の策定	○第3回医療審議会 ・計画案を医療審議会に諮問、審議会より答申 次期医療計画策定

* 医療審議会については医療薬務課が所管する。